

医療法人 直志会

障害福祉事業所における虐待防止対応規程

(目的)

第 1 条 この規程は、医療法人直志会（以下、「法人」という。）が運営する障害福祉サービス事業所（以下「事業所」という。）が行う障害福祉サービスにおいて、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、利用者の安全と人権保護の観点から虐待の防止とその適切な対応（以下「虐待防止」という。）を推進することを目的とする。

(対象となる障害者)

第 2 条 対象となる方は、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

(利用者に対する虐待の防止)

第 3 条 法人職員は利用者に対し、虐待をしてはならない。

(虐待の通報及び発見)

第 4 条 法人職員は、利用者本人及び保護者、職員等からの虐待の通報があるときは、「障害者虐待が疑われる場合の事業所がとるべき対応フロー図」にもとづき、遅滞なくその内容を、障害者虐待防止センターおよび事業所の虐待防止責任者、虐待防止委員に伝えなければならない。

(対象とする虐待)

第 5 条 この規定において「虐待」とは「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき法人職員がその支援する利用者に対し、次に掲げる行為をいう。

- (1) 利用者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。
- (2) 利用者にわいせつな行為をすること又は利用者にわいせつな行為をさせること。
- (3) 利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の利用者著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (4) 利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける他の利用者による前三号に掲げる行為と同様の行為の放置、その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

(5) 利用者の財産を不当に処分すること、その他利用者から不当に財産上の利益を得ること。

(虐待防止責任者)

第 6 条 本規程による虐待防止の責任主体を明確にするため、障害福祉サービス事業を行う上で虐待防止責任者を設置する。

2 虐待防止責任者は、各事業所の施設長があたると共に、法人全体で虐待防止を行う観点から、各施設長は施設間において相互補完的に虐待防止責任を担うこととする。

(虐待防止責任者の職務)

第 7 条 虐待防止責任者の職務は、次の通りとする

- (1) 虐待防止委員会における虐待防止委員長
- (2) 虐待防止委員会の開催、運営
- (3) 虐待内容及び原因、解決策の検討
- (4) 虐待防止のための当事者等との話し合い
- (5) 理事長へ報告し指示を仰ぐ。
- (6) 町又は県への通報
- (7) 第三者委員への虐待防止対応結果の報告
- (8) 虐待原因の改善状況の当事者（保護者も含む）及び第三者委員への報告

(虐待防止委員会等の設置)

第 8 条 法人内の事業所運営における虐待防止を図ると共に、虐待発生時に対応するため、虐待防止委員会ならびに身体拘束適正化検討委員会を組織する。(以下、「委員会」という。)

(委員会の組織)

第 9 条 委員会は委員長、副委員長及び委員をもって組織する。(別表 1)

- 2 委員長は虐待防止責任者が担うこととし、アミーゴ荘、メンタルサポートステーションきらり施設長のうちいずれかが 1 年の任期で行い、再任は妨げない。副委員長は委員の中から委員長が指名する。
- 3 委員の選任については、当該事業所の管理者及びサービス管理責任者、事業所職員、法人本部、その他必要とされる者の中で委員長が指名した者とする。
- 4 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。
- 5 委員長が指名した委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

(虐待防止委員の職務)

第 10 条 虐待防止窓口担当者の職務は次の通りとする。

- (1) 利用者からの虐待通報受付。

- (2) 職員からの虐待通報受付。
- (3) 委員会への参加、協議、検討。
- (4) 虐待内容、利用者等の意向の確認と記録。
- (5) 虐待内容の虐待防止責任者及び第三者委員への報告。
- (6) 虐待改善状況の虐待防止責任者への報告。
- (7) 虐待防止の啓発、虐待防止意識の醸成。

(第三者委員)

第 11 条 虐待防止には社会性や客観性を確保し、利用者の立場や状況に配慮した適切な対応を推進する必要があることから、第三者委員を設置する。

- 2 第三者委員は、以下の要件に適する者を理事長が任命する。
 - (1) 公平かつ客観性を持ち、虐待防止に努めることができる者であること。
 - (2) 社会的信頼性を有する者であること。
- 3 第三者委員の役割は、虐待防止責任者および虐待防止委員会の要請に応じて、下記の役割を遂行する。
 - (1) 虐待内容の把握。
 - (2) 非虐待者本人をはじめとする関係者との面談、立ち合い、調整。
 - (3) 虐待防止責任者および虐待防止委員への助言。
 - (4) 事業所および被虐待者をはじめとする関係者に対する解決策の提案。

(委員会の開催)

- 第 12 条 委員会は、年 1 回以上開催する。
- 2 虐待通報があった場合に開催する。
 - 3 委員長は、委員会において必要があるときは、前条に定める委員の他に、参考人として指名した者の出席を求めることができる。
 - 4 委員会は書記を指名し議事録を整備する。
 - 5 委員長は、必要に応じて、第三者委員を出席させることが出来る。

(委員会の業務)

- 第 13 条 委員会は、次の業務を行う。
- (1) 「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き～（厚生労働省）」について、職員に周知することと、事業所内の利用者への職員の対応について、定期的な見直しを行い、疑いのある場合は協議の上で是正する。
 - (2) 必要に応じて「虐待を早期に発見するポイント」、「虐待発見チェックリスト」の評価尺度等を利用して調査を実施する。
 - (3) 上記の実施した調査の結果、虐待や虐待の疑いがあるときは、虐待防止委員会に報告す

る。

- (4) 虐待防止に係る研修を原則年 1 回以上および職員採用時に実施する。
- (5) 虐待発生時、および疑いや虐待につながるような案件が発生した場合は、虐待防止委員会において協力して対応する。
- (6) その他、法令及び制度の変更のあるごとに委員会を開催し、規程等の見直しを行う。

(委員会の責務)

- 第 14 条 委員会は、虐待が起こらないよう事前の措置として、職員の虐待防止意識の向上や知識を周知し、虐待のない施設環境づくりを目指さなければならない。
- 2 委員は、日頃より社会福祉法に関する法律や障害者の権利宣言等の知識の習得に努めるだけでなく、人格の向上にも努めるものとする。
 - 3 委員会の委員長・委員は、日頃より利用者の支援の場に虐待及び虐待につながるような支援が行われていないか観察し、必要があるときは職員に直接改善を求めると共に、指導することとする。
 - 4 委員会は、その他の各委員会とも連携をとり利用者の虐待の疑いのある事案や支援等に問題がある場合は、理事長、事務長と協議し、協同で会議を開催する等、虐待防止の対応・対策及び改善を図るものとする。
 - 5 委員会は虐待通報があった場合には、協働してその対応にあたることとする。
 - 6 身体拘束適正化検討委員会の対策検討結果については、職員に周知徹底するものとする。

(虐待通報の受付)

- 第 15 条 虐待の通報は、別に定める「虐待受付書」によるほか、障害者虐待対応フロー図をもとにケース別に対応するものの他、様式によらない文章、口頭による通報によっても受け付けることが出来る。
- 2 利用者からの虐待通報の受付に際して次の事項を定める「虐待通報の受付・経過記録書」に記録し、その内容を虐待通報者に確認する。
 - (1) 虐待の内容
 - (2) 虐待通報者の要望

(虐待の報告と確認)

- 第 16 条 虐待防止委員は受け付けた虐待の内容を虐待防止委員長および委員に報告する。
- 2 投書等匿名による虐待通報があった場合にも、必ず報告し必要な対応を行う。
 - 3 虐待防止委員から虐待通報受付の報告のあった場合には、虐待防止委員長は虐待内容を確認し、理事長に報告すると共に虐待防止委員会を開いてその内容を精査し、対応にあたる。

(虐待解決に向けた協議)

第 17 条 虐待防止委員会は虐待通報の内容を解決するため、町へ報告・相談のもと、虐待通報者との話し合いを実施する。

2 前項による話し合いは、原則として虐待通報のあった日から 14 日以内に行わなければならない。

3 虐待通報者及び虐待防止委員長は、必要に応じて第三者委員の助言を求める事が出来る。

4 虐待防止委員会は、話し合いの結果や改善を約束した事項を別に定める「話し合い結果記録票」により記録し、話し合いの当事者を含めた関係者に周知する。

(虐待解決にむけた記録・結果報告)

第 18 条 虐待防止委員会は虐待通報受付から解決、改善までの経緯と結果について書面より記録する。

2 虐待防止委員長は虐待通報者に改善を約束した事項について虐待通報者及び町、第三者委員に対して別に定める「改善結果(状況)報告書」により報告する。報告は原則として話し合いを終了した日から 30 日以内に行わなければならない。

(解決結果の報告)

第 19 条 虐待対応責任者は、定期的に虐待解決結果及び虐待原因の改善状況を第三者委員に報告する。

2 法人事業のサービスの質と向上を図るため、本規程に基づく虐待防止及び解決の対応状況について、個人情報に関する事項を除き、事業報告書に記載する。

(虐待防止のための職員研修)

第 20 条 虐待防止責任者および虐待防止委員は、虐待防止啓発のための研修を計画的に年 1 回以上行わなければならない。

2 研修は虐待防止啓発研修に限らず、障害福祉を含めた、全人的な人格・資質の向上を目的とした研修とする。

3 研修の実施記録を保存する。

【具体的な研修内容】

- 1) 管理職を含めた職員全体を対象にした虐待防止や人権意識を高めるための研修
- 2) 職員のメンタルヘルスのための研修
- 3) 障害特性を理解し適切に支援か出来るような知識と技術を獲得するための研修
- 4) 身体拘束等の適正化のための研修(定期的)
- 5) 事例検討
- 6) 利用者や家族等を対象にした研修

(文書保存期間)

第 21 条 規程により作成された文書の保存期間は、記録を整備した日から 5 年間とする。期間を過ぎた文書を廃棄する場合には、所定の手続きにより文書廃棄記録書に記録後、廃棄するものとする。

(雑則)

第 22 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項、虐待防止上必要な対応については、委員長が委員に諮り、法人内グループ会議にて協議し定めるものとする。

附 則 この規程は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表1

虐待防止委員会 / 身体拘束適正化検討委員会	
委員長	アミーゴ荘もしくはメンタルサポートステーションきらり (施設長が1年おきに担当する)
副委員長	委員長ではない施設長が担当する。
委員	アミーゴ荘の職員
委員	MINAAMIGOの職員
委員	メンタルサポートステーションきらり職員
委員	グループホームゆたりま職員
第三者委員	大子町社会福祉協議会 事務局長

※ 委員は、アミーゴ荘、MINA AMIGO、メンタルサポートステーションきらり、グループホームゆたりま職員よりそれぞれ1名以上選出する。

※ 第三者委員は大子町社会福祉協議会事務局長に委嘱し、必要に応じて追加することを妨げない。

別表2

大子町 障害者虐待防止センター連絡先

	障害者虐待防止センター	電話番号	受付時間	
昼間 (各事業所の 業務時間内)	医療法人 直志会 メンタルサポートステーション きらり	72-5881	月～金 (土日祝日を除く)	10:30～17:00
	社会福祉法人 大子町社会福祉協議会	72-2005	月～金 (土日祝日を除く)	8:30～17:15
	社会福祉法人 清和会 久慈川荘相談支援事業所	72-3133	月～金 (土日祝日を除く)	8:30～17:30
夜間 (緊急の場合)	大子町役場	72-1111	上記を除く時間	

大子町ホームページより (福祉課 社会福祉担当)